

\*2月16日から3月15日までは役場(地下1階会議室)が確定申告会場となるため、文化会館の会場で実施します。

\*マイナポイント申し込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限が、令和5年2月末まで延長されました。現時点(1月26日現在)では、マイナポイント申請期限の延長が国から示されておりませんが、マイナポイント申請期限が延長された場合は、3月に入ってからでも臨時窓口を継続して実施します。ただし、**マイナポイント申請期限が延長されない場合は、3月の臨時窓口は実施しません**ので、ご注意ください。

**【受付時間】** 午前9時15分～正午・午後1時～4時

\*申込手続きには20分程度かかります。

\*予約制ではありませんので、混雑状況でお待ちいただくことがあります。

**【必要なもの】**

- ①マイナンバーカード(カードおよび電子証明書の有効期限が過ぎていないこと)
- ②マイナンバーカード取得時に設定した4桁の暗証番号
- ③マイナポイントの申し込みをするキャッシュレス決済サービスの決済サービスIDおよびセキュリティコード(確認できない方は、キャッシュレス決済サービスのカード、専用のアプリが入ったスマートフォンをお持ちください)
- ④通帳など口座の情報がわかるもの(公金受取口座の登録をされる方)

**【支援の内容】**

マイナポイント支援窓口の端末またはご自身のスマートフォンなどを利用して、以下の手続きのお手伝いをします(基本的に端末などの操作はご自身で行っていただき、必要に応じて入力操作のサポートをします)。

- ①マイナポイントの申し込み
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込
- ③公金受取口座の登録

\*支援窓口は、町が委託した事業者(株)エイチ・アイ・エスが運営しています。

**【その他・注意事項】**

- ・この臨時窓口では、**マイナンバーカードの申請は受付できません**のでご注意ください。
- ・マイナポイント第2弾は、**令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象**となります。
- ・マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。
- ・**マイナンバーカード申請・受領、電子証明書の発行は事前予約制**となりますので、**詳しくは役場住民課(☎83-2182)までお問い合わせください。**
- ・対象となるキャッシュレス決済サービスについては、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)などでご確認ください。
- ・キャッシュレス決済サービスにより、**事業者が指定する事前登録手続きが必要なものがあります。**マイナンバー総合フリーダイヤルやキャッシュレス決済サービス事業者にご確認ください。(例:Suica、イオンカード、セゾンカードなど)
- ・**マイナポイント事業を騙った詐欺にご注意ください。**

※マイナンバーカードやマイナポイントについて詳しくは、総務省ホームページをご覧ください  
マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)へお問い合わせください。

〔総務省ホームページ〕 [https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/index.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html)

※問い合わせは、総務課 ☎83-2259

